

定言命法によるカントの私法論：叡智的占有とウルピアヌスの定式

SUGASAWA, Tatsubumi / 菅沢, 龍文

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

48

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

22

(発行年 / Year)

2003-03-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003047>

定言命法によるカントの私法論

—— 叡智的占有とウルピアヌスの定式 ——

菅 沢 龍 文

一、問題提起

カントの「人倫の形而上学」(一七九七年)の「私法」⁽¹⁾では、人間の自然状態における占有について論ぜられる。この自然状態はすでに社会状態であり、そこでは自然的法のもとに占有が成り立つと考えられている(vgl. VI, 242, 306)。それゆえ、自然状態における占有の権原はどこにあるのか、という問いが「私法」において問われねばならない。この問いに答えるのが「外的対象の純粹に法的な占有という概念の演繹」(VI, 249)である。

ところで、カントの義務論は定言命法を原理としている。それでは法義務はどのようにして定言命法に基づくのだろうか。定言命法によって私は自らの人格をたんに手段としてだけではなく、常に同時に目的自体としても扱うよう命ぜられる(vgl. IV, 428f.)。この命令は「人倫の形而上学」の中の「法論」で見ると、ローマ法編纂者ウルピアヌスに依拠する「法義務の一般的区分」の第一区分に登場し、次のように記述される。⁽²⁾「他人に対して自分をたんに手段とすることなく、他人にとって常に同時に目的でもあれ」(VI, 236)と。第二区分での義務は「誰に対しても不正を

してはならない（誰をも害するな〔*neminem laede*〕）（VI, 236）という命令である。ただし、ここでは次の条件が付される。「たとえそのために君が他人とのすべての結合から離脱し、すべての交際を避けねばならないとしても」〔*id*〕と。そして最後の第三区分では「（もし君が交際を避けられないならば）各人に各人のものが確保される社会に他人とともに入れ（各人に各人のものを認めよ〔*sum cuique tribue*〕）（VI, 237）と。これらの義務の命令はそれぞれ順に「〔内的〕正しさの法則」〔*lex iusti*〕、「〔外的正しさの法則〕」〔*lex iuridica*〕、「正義の法則」〔*lex iustitiae*〕とされる。それでは、これらの義務はカントの私法論のなかでどのように機能するのであろうか。また、これら一連の三つの義務がそれぞれ法の「内的義務」、「外的義務」、「内的義務の原理から外的義務を包摂によって導出することを含む義務」〔VI, 237〕と呼ばれる。すると、この最後の義務で「包摂によって導出する」とはどういうことか。本稿はこの問いに答えることにより、カントの私法論が定言命法に基づくことを論証し、このことの意味を考察する。そこで考察対象をカントの私法論全体の基礎づけにあたる「私法」第一章に絞る。

「私法」第一章の中では最初に述べた占有の演繹がなされる。それでは、この演繹は定言命法を必要としないのだろうか。⁽⁹⁾この問いに答えるべく、演繹について考察せねばならない。ところで、演繹されるのは「外的対象の純粹に法的な占有」である。それゆえ、「外的対象」とは何か、という問いに答えるのが最初の課題となる（第二節・第三節）。その後、観智的占有の演繹と定言命法との関係を論ずる（第四節）。そして最後に、上述の「法義務の一般的区分」における定言命法が「私法」でもつ意義を考察する（第五節）。

二、外的なものと観智的占有

「私法」の第一章では「私法」の全領域にわたる目配りがあり、これら全領域の基礎が問題となる。この第一章・

3 定言命法によるカントの私法論

第一節の冒頭部分は「法的な私のもの (meum iuris)」は私とどのように結びついているのか、という問いに答える。これによれば、他人が使用するにあたって一方で「私の同意」が必要であり、他方でこれがなければ私を「侵害」することになるような私のものが法的な私のものである (vgl. VI, 245)。

それでは、どのようにして外的な私のものは法的な私のものだと主張できるのか。そもそも外的とはどういうことなのか。カントの考えるところを次に引用する。「対象が私の外にあるという表現は、それが私 (主体) から区別されるだけの対象であることを意味するか、または空間や時間において他の場所 (positus)に見出される対象でもあることを意味するかのどちらかである」(VI, 245)。一般に私にとって外的なものといえば、空間的・時間的に私とは別の場所にある対象を考えるであろう。しかしこの引用文では、「私から区別されるだけの対象」に対して、空間や時間の規定からみて私とは別の場所に見出される対象で「も」(auch)あるということが、いわば後から付け加わることに注意すべきである。これによれば、私の外的対象は空間的・時間的規定を受けるより先にそもそも「私 (主体) から区別されるだけの対象」であらねばならない。では、このような外的対象とは何だろうか。

ところで、カントのいわゆる批判哲学では感性界と叡智界との二世界を分けて考える。それでは、感性界と叡智界とは何か。カントは『純粹理性批判』(一七八一年)で空間・時間は認識主観のアプリオリな直観形式であることを究明した。これに基づいてカントは空間・時間の中の現象と空間・時間によらない物自体とを区別した。この区別によつてカントの実践哲学のなかで次のように行為が位置づけられる。現象にかかわる感性界の観点では行為は空間・時間の中で自然必然性の法則に支配される。これに対して、物自体にかかわる叡智界の観点では行為は純粹実践理性の立法 (定言命法) に支配される。また、この観点では理性の自己立法に従うという意味で自律的意志の自由が認識される。⁽¹⁶⁾ しかも、叡智的占有は「本体的占有」(possessio noumenon) と言い換えられ、その対象は現象としてではなくて「物自体」(VI, 249) として考えられる、とカントは述べて『純粹理性批判』を引き合いに出す。⁽¹⁷⁾ このように、

空間的・時間的規定を受けない占有の対象としての外的対象は物自体としての対象である。また、このような対象にかかわる選択意志の自由は定言命法によらねばならないであろう。

つまり、カントは人間の行為について少なくとも二つの観点を使い分ける。これに従って外的なものの占有もまた「感性的占有」(VI, 245)と「観智的占有」(ibid.)とに分けられる。換言すれば、感性的占有とは「物理的占有」(ibid.)であり、観智的占有とは「純粹に法的な占有」(blog rechtlicher Besitz, ibid.)であるとされる。これらはまた、「経験的占有」(ibid.)と「理性的占有」(ibid.)という概念対でも表される。ここで注意すべきことに、観智的占有は、空間的・時間的な規定のもとにもある法的な占有と区別されて、純粹に法的な占有である。カントの私法論ではこのような純粹に法的な占有としての観智的占有が主題となる。

以上のように、空間的・時間的な規定をもたない占有は、観智的占有と呼ばれる。それゆえ、観智的占有の場合は、対象の「所持 (detentio) を伴わない占有」(VI, 246)である。つまり、空間的・時間的規定をはずして単に私から区別されるだけの外的な私のもの(物自体)が観智的占有の対象である。換言すれば、このような空間的・時間的規定をはずした観智界の観点(物自体の観点)が可能であって初めて、この観点による外的な私のものが占有の対象となりうる。では、観智界の観点において空間的・時間的規定なしに占有の対象となる外的なものとは何であり(第三節)、このような意味での外的な私のもの(法的な私のもの)はどのようにして可能なのか(第四節)。

三、外的な私のものと君のもの

カントが「私法」で占有の対象として扱う外的な私のもの・君のものは次の三つである(vgl. VI, 247⁽²⁾)。(一)私の外にある(有体的)物件。(二)特定の行い(「給付 [praestatio]」)に関わる他人の選択意志。(三)私との関係にお

5 定言命法によるカントの私法論

ける他人の状態。そこで、これら三者において、外的な私のものが叡智的占有の対象だと考えられるのか、以下でカントのテキストに沿って順次確認する。

(二) 所持しているリングを奪い取る者は「もちろん内的な私のもの(自由)に関して私を侵害するであろう。しかし、もし私が所持せずとも対象を占有していると主張しうるのでなければ、外的な私のものまでも侵害することにはならないだろう」(VI, 246)。

考察——ここで登場する「内的な私のもの(自由)」としての自由とはどのような自由か。ここでは時間・空間的制約のもとでの経験的占有(リングの所持)についての自由が語られる。それゆえ、ここでの自由は空間的・時間的規定によらない意志の自律による自由ではなくて、空間的・時間的規定のなかで考えられる経験的・心理学的な自由である。⁽¹⁹⁾ この自由はまた、私自身の身体を占有するという意味での「私の外的自由」(VI, 245)でもある。⁽¹⁴⁾

次に、ここで登場する「外的な私のもの」は、どういう観点で私のものか。このものが侵害されるのは、私が所持せずとも占有していると主張しうる場合である。それゆえ、このような外的なものは叡智的な観点で私のものである。なぜなら、経験的観点で私のものだとすると、私が所持していないリングについて占有を主張できないからである。

(二)「他人の選択意志による或るものの給付」を私のものと呼べるのは、カントによれば、「たとえ給付の時期はまだ後であるとしても、(この給付をするように他人を規定する)他人の選択意志を占有している」(VI, 246)場合だけである。この場合には、他人の約束が「能動的債務(obligatio activa)」(ibid.)⁽¹⁵⁾として財産に属する。この債務へと他人の選択意志を拘束しているのは「要物契約(pactum re initum)」としての約束である。

考察——この場合の外的な私のものとしての他人の選択意志は経験的ではなくて叡智的といえるだろうか。この場合には、給付がなされる時期が約束と同時にではなく約束より後であろうとも、約束を果たすよう他人の選択意志を拘束する。それゆえ、このような他人の選択意志が私が占有していることに基づいて考えるなら、約束のものを同時に

現に占有する場合だけではなく、給付が後になる場合にも、「時間的条件に制約された経験的占有から独立」(ibid.)に、その給付されるべき対象をすでに占有しているものとして考えることができる。これは給付という時間的制約を超えて成り立つから、観智的占有である。それゆえ、この場合に占有の対象となっている給付を行う選択意志は空間的・時間的な制約がない観智的な意味で(物自体として)考えられている。

たとえばカントによれば、約束を私が受諾した場合に、約束した者が「この物権は君のものだ」と言ったのに、その後に(時間が経ち状況が変わったので)同一物件について「この物件は君のものでないことにしてほしい」と一方的に言うとしても、これだけで約束のものに関する私の占有が廃棄されはしないのである(vgl. 254)。

(三)「妻、子、奉公人そして一般に他の人格」(ibid.)を私のものと呼べるのはなぜか。カントの述べるところでは、「たとえ彼らが強制から逃れてしまひ、私が彼らを(経験的に)占有していなくても、それでもなお彼らがどこかで、いつであれ、生きているかぎりには、私は彼らを私の単なる意志だけによって占有している、したがって純粹に法的に占有していると主張しうる」(ibid.)からである。

考察——ここで外的な私のものとは一般に「他の人格」である。するとこの外的な私のものは、私の家に属するものとして私に命令されるから、換言すれば、囲い込んで私の力づくで支配し占有されるから私のものだ、となるのではないのか。しかし、カントはこの「他の人格」を、経験的な占有の対象ではなくて、「純粹に法的」(bloß-rechtlich)な占有の対象であると考ええる。それゆえ、この対象は経験の意味で外的なものではなく、観智の意味で外的なものである。なぜなら、外的な私のものが経験的に考えられると、このものが空間的・時間的な観点から見て私の強制力から逃れると私のものではなくなるからである。

このように、以上三つの外的な私のものは観智的占有の対象である。前節で見たように、カントが私法論で占有の対象として外的なものというとき、空間的・時間的ではない意味で外的なものである(vgl. 245f.)。それゆえ、こ

7 定言命法によるカントの私法論

で考察した三つの外的な私のもの・君のものが観智的占有の対象として考えられているのは当然である。このような対象は、前節で見たように、「物自体」として考えられる (vgl. VI, 249)。

しかし、ここでは物自体は理論的認識において考えられるのではなくて、法において考えられる。しかも、カントが考察している法というのは「自由の法則に従う選択意志」という「純粋な実践的理性概念」である (vgl. VI, 249)。それゆえ、「自由の法則」という場合の自由の概念は、先ほど「内的な私のもの」とされた経験的・心理学的自由概念とは区別されるべきである。なぜなら、この自由の法則に従う選択意志に基づく占有の対象は、空間的・時間的規定を持たないので、意志もまた経験的に規定されないからである。ところで、経験的な根拠によるのではない意志規定は意志の自律である。それゆえ、ここでの自由の法則は意志の自律を可能にする定言命法だと考えられる。そうすると、こうした自由の法則に従う選択意志を理念とする観智的占有そのものの可能性の根拠は定言命法であると考えてよいのではないか。これは観智的占有の演繹の問題になる。この問題を次に考察する。

四、観智的占有の演繹と定言命法

カントは「私法」の第六節を「外的対象の純粋に法的な占有（本体的占有）の概念の演繹」という表題のもとで次のような三つの問いについて語ることから始める (vgl. VI, 249)。

- (一) どのようにして外的な私のもの・君のものが可能であるのか。
- (二) どのようにして純粋に法的な（観智的な）占有が可能であるのか。
- (三) どのようにしてアプリアリな総合的法命題が可能であるのか。

これら三つの問いの関係はどのようなか。カントによれば、(一)の問いは(二)の問いに還元され、(二)の問いは

(三)の問いに還元されるという (vgl. ibid.)。 (一)の問いが (二)の問いに還元されるというのは、これまでに見たことから明らかであろう。なぜなら、外的な私のもの・君のものは空間的・時間的制約を取り払って考えられており、そのような私のもの・君のものは純粹に法的な観智的占有の対象に他ならないから、この占有がどのようにして可能か、という (二)の占有の可能性への問いに答えれば (一)の対象の可能性への問いにも答えられると考えられるからである。それでは、(二)の問いが (三)の問いへと還元されるのはどうしてか。

ここで注意すべきことには、前節の最後に見たように、自由の法則に従う選択意志を理念とするのが観智的占有であった。この自由の法則は前節で定言命法だと考えられた。しかし、観智的占有の演繹がテーマとなる「私法」第六節では「定言命法」(VI, 252)が確かに登場するが、「法の公理」(VI, 250)もまた登場する。それでは、この法の公理とは何か。

「法の公理」が登場するのは、「経験的占有についてのアプリアリな法命題は分析的である」(VI, 249c)こと、理由を説明することである (vgl. VI, 250)。この説明によると、経験的占有についてのアプリアリな法命題は経験的占有から「矛盾律」に従って帰結することしか語らない、という意味で分析的である。たとえば、もし私がリングの所持者(リングと物理的に結合している)であるならば、私の意に反して私の手からリングを奪い取る者は、「内的な私のもの(自由)」に作用を及ぼしてこれを侵害し、まさにその者の格律において「法の公理」に正面から衝突することになる。¹⁶⁾

ところでこの法の公理は、「君の選択意志の自由な行使が普遍的法則に従って誰の自由とも両立しうるように、外的に行為せよ」(VI, 231)と、「法論への序論」のC節で定式化される法の普遍的法則ではないだろうか。この法則は「行為が、あるいはその行為の格律から見た各人の選択意志の自由が、すべての人の自由と普遍的法則に従って両立しうるような行為はすべて正しい」(VI, 230)とこう「法の普遍的原理」に基づいている。この原理は、経験におけ

9 定言命法によるカントの私法論

る個々の行為そのものが、または経験的・心理学的な意味での選択意志の自由が普遍的法則（前段落中の矛盾律）に従って両立するようにせよ、と述べていると理解すれば、先のリングゴの例で使われた「経験的占有についてのアプリオリな法命題」や「法の公理」と理解できる。

これに対して、私が私のものを観智的に占有している、という命題は、経験的占有の概念を超えて拡大されるという意味でアプリオリな命題である（vgl. VI, 250）。しかもこの場合には、私は私のものを所持せずともそのものを占有していると述べるのであるから、総合的である（vgl. *ibid.*）。つまり、観智的占有の可能性を問うことは、アプリオリな総合的法命題の可能性を問うことに還元される。そこで、私と私のものがアプリオリに総合的に結びつくということとはどのようにして可能か、という先の（三）の問題に行き着く。

それでは、アプリオリな総合的法命題はどのようにして可能か。この問いに答えるにあたって、C節での法の普遍的法則や普遍的法原理は観智的占有の場合にも妥当すると考えれば、どうだろうか。経験的占有ではなくて観智的占有のほうがカントの「法論」で主題となるのであるから、C節の法則や原理は観智的占有の場合に妥当すると考えるのは自然である。そうだとすると、観智的占有においてこれらの法則や原理が普遍的法則に従うように命ずるこの普遍的法則は何か。これは定言命法ではないのか。定言命法は純粹実践理性の立法によるアプリオリで総合的な命題であるから、空間的・時間的規定のない観智的占有の場合にすべての人の選択意志の自由が両立しうるために相応しいと考えられる。

それゆえ観智的占有の場合には、先の法の普遍的法則や法の普遍的原理で各人が従うべきだとされる普遍的法則は定言命法であると考えられる。すると、アプリオリで総合的な定言命法に従う各人の選択意志の自由が法的に調和すべきだということをC節の法則や原理は述べることになる。それゆえ「法論」では、定言命法を基礎とする選択意志の自由の調和によってアプリオリな総合的法命題が成り立ち、私と私のものとはアプリオリに総合的に結びつきうる。

すると、アプリアリな総合的法命題の可能性の根拠は定言命法であると考えてよいのではないか。⁽¹⁷⁾

ところで、アプリアリな総合的法命題の可能性の根拠への問いは叙智的占有の可能性の根拠への問いであり、これに答えるのがここでの演繹の課題である。この演繹の鍵となるのは「実践理性の法的要請」(VI, 246, 252)である。⁽¹⁸⁾これを吟味するために、第二節と第六節とで登場する実践理性の法的要請を次に列挙する。

- (a) 「私の選択意志のどの外的対象も私のものとしてもつことは可能である」(VI, 246)。
- (b) 「ある格律が法則となるであろうならば、その格律に従うと、選択意志の対象がそれ自体(客観的に)持ち主のない(無主物 [res nullus]) にならざるをえないであろうような格律は、法に反する」(ibid.)。
- (c) 「外的なもの(使用可能なもの)が誰にとつてもその人のものとなりうるように、他人に対して行為することは、法的義務である」(VI, 252)。

これらのうち(a)と(c)が法的要請を積極的に定式化しているのに対して、(b)は否定的に定式化している。対人権や物権的対人権の対象には、持ち主がいまいとか無主物という表現は適しないように思える。それゆえ(b)の定式では(a)より狭く物権の対象だけが扱われているのではないか、という疑問が生じうる。⁽¹⁹⁾しかし、対人権の対象(給付へ向けられた他人の選択意志)や物権的対人権の対象(私との関係における他人の状態)についても、カント「人倫の形而上学の基礎づけ」(一八八五年)第二章での定言命法のいわゆる目的自体の方式に見られるように、人格が手段としての側面と目的自体としての側面とを同時に合わせもつことを考えるべきだろう(Vgl. IV, 429)。すると、目的自体であるが同時に手段とならないような人格は存在しないのであるから、手段として選択意志の対象となる側面での人格は持ち主がいまい無主物であってはならないと考えられる。それゆえ(b)の定式もまた「私法」全体に妥当する法的要請である。

実践理性の法的要請は「実践理性の許容法則」として発展的にも理解される。⁽²⁰⁾これは「私たちの選択意志による特

11 定言命法によるカントの私法論

定対象の使用について、私たちが最初にそのものを占有したことを理由として、他人はそのものの使用を断念すべきである、というそれ以前には存在しなかった拘束性をすべての他人に課す権能」(VI, 247)である。最初に占有されるまでは、無主物であるそのものは法的には存在しないものであり、最初に選択意志の対象として占有されると同時に占有の対象として法的な意味で存在するようになる。したがって、選択意志の対象が無主物となるような格律が法則になるようでは、そもそもこの選択意志の対象(無主物)に対する法権利が成り立っていないので、この法則は法に反する。これは実践理性の法的要請(b)であり、これにより最初の占有にかかわる許容法則は成り立っている。⁽²¹⁾

カントによれば、以上のような実践理性の法的要請や実践理性の許容法則による「直接的帰結」として、空間的・時間的な規定をもたない外的なものの叡智的占有という「理性概念」(VI, 252)が演繹される。しかしこの演繹の背後にはもう一つの演繹が存在する。これは自由概念の演繹であり、自由概念については「理論的演繹」はなされず、「理性の事実」としての「理性の実践的法則(定言命法)」を手がかりとする「推論」による実践的演繹だけが可能である(vgl. VI, 252)⁽²²⁾。この演繹について『実践理性批判』(一七八八年)では、定言命法(道徳法則)が「純粹理性の原因性としての自由を演繹する原理」であるとされる(vgl. V, 471)。それゆえ、定言命法が根拠に置かれる選択意志の自由のもとではじめて、空間的・時間的規定をもたない純粹な理性概念としての叡智的占有が可能となる。なぜなら、経験的・心理学的自由のもとでは経験的・物理的占有しか可能ではないからである。それでは、このように定言命法に帰着する演繹は法論が批判哲学に属することを示さないだろうか。

ところで、法的実践理性の二律背反が次のように提示される(vgl. VI, 255)。

定立——「たとえ私がそれを占有していなくても、外的なものを私のものでしてもつことは可能である」。

反定立——「私がそれを占有していない場合には、外的なものを私のものでしてもつことは不可能である」。

この法的実践理性の二律背反での両命題は、同じ条件のもとで反対の帰結を導き出す。ところが、いまや叡智的占

有が演繹されて経験的占有と並んで客観的妥当性をもつ。これにより、この二律背反における両命題はともに真になる。なぜならカントによれば、定立命題では、占有という語を現象にかかわる経験的占有と理解して主張がなされていて真だからである。また、反定立命題では、占有という語を物自体にかかわる観智的占有と理解して主張がなされていて真だからである。このように同じ占有という語について観智的占有と経験的占有との区別を適用すれば、法的実践理性の二律背反が解決される。この解決は観智的占有の演繹によって可能となったのであり、「法的―実践理性の批判」(VI, 254)と呼ばれる。このような表現からも見て取れるように、カントは自分の私法論が理性批判の哲学に属すると考えている。

五、ウルピアヌスの定式と普遍的意志

最初に提示したウルピアヌスの定式に基づく三つの法則「[内的]正しさの法則」、「[外的]正しさの法則」、「正義の法則」は「私法」第一章のなかでどのように適用されているのであろうか。また、これら三つの法則はこれまでの観智的占有の演繹にかかわる議論とどのように関係するのだろうか。これらの問いについては、「私法」第一章第八節と第九節のなかに以下のように解決の鍵があると思われる。

まず「[内的]正しさの法則」について。これの本質は「他人との関係において自分の価値を一個の人間の価値として主張する」(VI, 236)ことにある。したがってこの法則は定言命法のいわゆる目的自体の方式に含まれる命令のかたちで「他人に対して君を単なる手段とすることなく、彼らにとつて同時に目的でもあること」(ibid.)と命ずる。この命令に従う「私法」における行為は「外的なものが私のものであることを欲すると宣言する」(VI, 255)行為である。この「宣言」が成り立つのは、「実践理性の〔法的〕要請によれば、誰にでも、自分の選択意志の外的対象を自

13 定言命法によるカントの私法論

分のものとしてもつ能力が与えられており、したがってすべての所持は、先行する意志の行為によりこの要請に基づいて適法性をもつ状態である」(VI, 257) からである。これがまた「占有している者は幸いなるかな」(ibid.) という定式の本質だとされる。このようなカントの説明からみて、「私法」で定言命法によって他人に対して「自分の価値を一個の人間の価値として主張する」ということは、実践理性の法的要請による「宣言」にあたると考えられる。

次に「外的正しさの法則」について。これは「誰に対しても不法をなすな(誰をも害するな [neminem laede])」(VI, 236) と命ずる。このような命令に従うことは「(内的) 正しさの法則」に従うことと裏腹の関係にあると考えられる。すなわち、前段落の「宣言」と同時に「この宣言に見合う形で外的な他人のものを自分のほうでも同様に断念するよう拘束されていることの承認」(VI, 255) がある。カントは明確に述べているわけではないが、このような断念が可能になるためには、他人を自分と同様に目的自体として尊重する必要があるのではないだろうか。この意味で、第一の法則と同様に第二の法則もまた定言命法のいわゆる目的自体の方式「君は君の人格ならびにすべての他人の人格における人間性を常に同時に目的として扱い、たんに手段としてだけで扱わない、というように行為せよ」(IV, 429) に基づくと理解できる。

三番目に「正義の法則」について。これは「(もし君が交際を避けられないのなら) 各人に各人のものが確保されるような社会へ、他人とともに入れ(各人に各人のものを認めよ [suum cuique tribue])」(VI, 237) と命ずる。これは私法における行為としては次のように表現される。「外的対象を自分のものとしてもつことが法的に可能であるべきだとすれば、主体には、自分とのあいだに当の客体をめぐって私のもの・君のものに関する争いが生ずるあらゆる他人に対して、自分とともに一つの市民的体制に入るように強要することが許されなくてはならない」(VI, 256) と。したがって次のような権利が可能でもある。それは「私たちと何らかの仕方で交渉をもちうるあらゆる人々を強要して、この私のもの・君のものが確保される体制に私たちと一緒に入るようにさせる権利」(VI, 256) である。

これらの三法則に従う法義務はそれぞれ「内的義務」、「外的義務」、「内的義務の原理から包摂によって外的義務を導出する義務」に分けられた (vgl. VI. 237)。内的義務により各人は「一個の人間の価値として自分の価値を主張する」(VI. 236) のであり、このようなお互いの自己主張が外的義務に反する場合に、第三の義務は「包摂」によって外的義務を導出せねばならない。それでは、第三の義務に出てくる「包摂」とはどういうことか。この包摂においては何が何を包摂するのであろうか。包摂する主体は第三の義務を命ずる主体であらう。これは一方面的な意志ではない、「あらゆる他人を拘束するような意志、したがって集合的・普遍的(共同的)で威力をもった意志」(VI. 256) である。したがって「正義の法則」は「共同的意志の法則」(VI. 257) とも呼ばれる。それではこの共同的意志は何を包摂するのだろうか。これは内的義務において意欲に従って各人が「宣言」するときの一方的意志であらう。つまり、市民体制を成り立たせる共同的意志のなかに一方的意志を包摂することによって一方的意志どうしがお互いに不法による害を及ぼさないように外的義務を導くのが第三の義務である。

こうした第三の義務における共同的意志はどのようにして可能なのだろうか。これに答えるのはやはり「人倫の形而上学の基礎づけ」における定言命法である。なぜなら、定言命法を立法する意志は「普遍的に立法する意志としての、それぞれの理性的存在者の意志」(IV. 431) だからである。この普遍的に立法する意志は「目的の国」という理念を可能にする意志である。この目的の国では理性的存在者は「自分自身ならびに他のいっさいの理性的存在者を単に手段として扱うべきでなく、常に同時に目的自体としても扱うべきである」(IV. 433) という法則(定言命法のいわゆる目的自体の方式)に服従している。先に見たように、たしかに「私法」においてもこの定言命法は法の内的義務と外的義務の両者を基礎づけると考えられた。つまり、法の内的義務に現れる一方的意志を、定言命法を立法する普遍的意志が共同的意志として威力をもって包摂することにより法の外的義務が導出される。

それでは、前節で検討した睿智的占有の演繹はこれらのウルピアヌスの定式による法義務の区分にどのように関わ

15 定言命法によるカントの私法論

るのだろうか。法の内的義務における「宣言」は実は先に見たように実践理性の法的要請によって正当化される(vgl. VI, 257)。しかも先に論じたように、この実践理性の法的要請こそが観智的占有の可能性の直接的根拠であった。すると私法論における法の内的義務は、実践理性の法的要請により観智的占有を行うべし、と表現されうる。

ところで、実践理性の法的要請に必要な選択意志の自由もまた定言命法による演繹を必要とした。それゆえ、定言命法は観智的占有の可能性の根拠として二通りの仕方が登場する。第一には、選択意志の自由とその調和との根拠として、第二には、法の内的義務における「宣言」の原理としてである。そして第一の場合には、定言命法のもとの選択意志の自由があるから、実践理性の法的要請が成り立つのであり、第二の場合には、この実践理性の法的要請によって正当化されるのが、定言命法のいわゆる目的自体の法式を原理とする法の内的義務における「宣言」である。この「宣言」によって観智的占有がはじまるのであり、この占有は「私法」における物権や対人権、物権的対人権として普遍的・共同的意志のもとで「承認」されることになる。

以上により、カントの私法論の基礎には定言命法や定言命法を立法する普遍的意志がある。すると、定言命法は「理性の事実」(V, 3)だと考えられるのだから、カントの私法論は理性的法則を主とする合理論的な自然法思想に属すると考えられる。また、カントは普遍的・共同的意志による占有を考えるのだから、カントの私法論は合意を主とする唯名論的な自然法思想にも連なると考えられる。しかしさらにカントはそもそも独自の「法的―実践理性の批判」により、純粹に理性的な普遍的意志の立法(定言命法)のもとで、選択意志の自由の調和における「宣言」の相互「承認」による観智的占有を考える。²³⁾これは個々の経験的対象に定位せず、空間的・時間的な制約を取り払った観点での外的対象の占有を意味する。このようなカントのいわば批判的私法論は、複製品生産労働の横行する現代において、知的財産権保護の有力な根拠をも与えうると思われる。

註

* カントのテキストからの引用箇所は慣例に従い、アカデミー版全集の巻数とページ数をローマ数字とアラビア数字で併記する。さらに行数を併記する場合にはセミコロンの後に記す。引用文中の「」内は訳出上の補足、傍点はカントの強調部分。

- (1) »Eigentum« (所有権・所有物) や »Eigentumsrecht« (所有権) という語はカントの「私法」ではもっぱら物権の対象に関する文脈で使われる (vgl. VI, 269; I, 270; II, 281; 7, 282; 2, 283; 20, 291; 6, 291; 34, 294; 14, 300; 5, 300; 30, 302; 14, 303; 3)。これに対して、「占有」(Besitz) という語は物権の対象だけでなく、対人権、物権的対人権の対象にも用いられる。これはクレッメ (クレメ) も指摘している。筏津氏のたいへんな労作に見る指摘も明確であり、「占有」広義の所有権概念」だという理解の仕方を筏津氏は採らない。筏津安恕「私法理論のパラダイム転換と契約理論の再編」昭和堂、二〇〇一年、一三八ページ以下、参照。Vgl. Heiner F. Klemme, Das „angeborene Recht der Freiheit“ - Zum inneren Mein- und Dein in Kants Rechtslehre, in: *Kant und Berliner Aufklärung*, Akten des IX. Internationalen Kant-Kongresses, Berlin, 2001, S. 185, Anm. 10.
- (2) カントの「法論」は「自然法」(Naturrecht) 論であり、その下位区分の「私法」(Privatrecht) は「自然的法」(natürliches Recht) を、「公法」(öffentliches Recht) は「市民法」(bürgerliches Recht) を論ずる (vgl. VI, 242)。
- (3) ウルビアヌスの定式のカントによる解釈とカントの定言命法との結びつきにより、定言命法のもとで国家設立が考えられる。拙論「カントにおける国家設立と法概念」『法政大学文学部紀要』第四二号、一九九七年、一〇ページ以下を参照。
- (4) »Gesellschaft« は従来「社会」と訳されるが、この第二の義務は法社会にかかわる義務であるのにその社会を避けねばならないのでは矛盾だととられるおそれがあるため、このような紛らわしさをない「交際」と訳すほうがより良いと判断した。
- (5) »das letztere« (後者) を「交際」とした。これを「他人との結合」とするグレガーの英訳もある (cf. Immanuel Kant, *The Metaphysics of Morals*, in: *The Cambridge Edition of the Works of Immanuel Kant, Practical Philosophy*, translated and edited by Mary J. Gregor, 1996, p. 392)。他には「不法」とするヘイスティ어의英訳もある (cf. Immanuel Kant, *The Philosophy of Law*, translated by W. Hastie, Edinburgh, 1887, p. 54)。ヘイスティ어は第一の義務に対する第二の義務を後者と考えると、もし不法を避けられないならば、その避けられない不法を避けるために他人とともに社会に入れ、と理解したのであろう。しかし本来避けられないものを避けるように命ずるのでは、矛盾をきたすと考え、このように訳さない。邦訳では最新の樽井訳(岩波書店版「カント全集」

17 敬智的占有とウルピアヌスの定式

- 第十一卷、樽井正義訳、二〇〇二年、五六ページ）はケンブリッジ版全集と基本的に同じと考えられる（ただし言葉を変えている）。その他、加藤・三島訳（人倫の形而上学）「法論」加藤新平・三島淑臣訳、野田又夫編「カント」中央公論社、一九七二年、所収、三六二ページ）や吉澤訳（理想社版「カント全集」第十一卷、吉澤傳三郎、尾田幸雄訳、一九六九年、六四ページ）は本稿と同様に（訳語は異なるが）「社会」としている。しかし、グレガー訳のように「他人との結合」と訳しても意味は通ると考える。なおいちいち断らないが、上掲既訳書には常に多大な恩恵を被っていることをここに記しておく。
- (6) »tribuere« を「認める」と訳した。これを「与える」と訳すと、「人がすでに持っているものをその人に与えることはできない」という意味で、カントが指摘しているようにつじつまが合わない。Vgl. VI, 237.
- (7) ウルピアヌスによる法義務の区分が直接応用される箇所は、物権に関して土地の「根源的取得」という概念の究明をする第二章第十六節である。この節では物権の根源的取得に限られた議論がなされる。この第十六節での議論と重なる論述が、第一章第六節の五段落、九段落のなかにも現れている。しかし第六節では、第十六節のように »lex iustitiae«, »lex iudicialis«, »lex iustitiae« に直接言及されることはない。なお、これらの段落は第六節に入っているものの、前後との脈絡が不明なうえ重複箇所のため、ルートヴィッヒの校訂版では本文から削除され、補遺にまわされている。Vgl. Immanuel Kant, *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, hrsg. v. Bernd Ludwig, Hamburg, 1986.
- (8) 「包摂」という語をカントが用いている理由についてケルスティンクやマリバボやクレメは触れないが、ヘッフェは「この困難な問題」の論究をする。もともと、ヘッフェは普遍的・共同的意志にまで言及しない点で本稿と異なる。Vgl. Wolfgang Kersting, *Wohlfürderte Freiheit*, Frankfurt am Main, 1993, S. 221f.; Balinbanga Malibabo, *Kants Konzept einer kritischen Metaphysik der Sitten*, Würzburg, 2000, S. 119; Heiner F. Klemme, a. a. O., S. 182; Offred Höffe, *Kategorische Rechtsimperative nach Ulpian*, in: derselbe, »Königliche Völker« zu Kants kosmopolitischer Rechts- und Friedenstheorie, Frankfurt, 2001, S. 155-157.
- (9) 純粹に法的な占有の演繹では、諸家が論じるように、特に「実践理性の法的要請」の理解が要となる。ガイヤーはこの演繹と連接して定言命法の必要性を考察する。しかし本稿は、さらに法の内的義務における定言命法との関連を論ずる。Vgl. Paul Guyer, *Kant's Deductions of the Principles of Right*, in: *Kant's Metaphysics of Morals - Interpretive Essays*, edited by Mark Timmons, Oxford, 2002, pp. 55f.
- (10) 「実践理性批判」での意志の自由の演繹を参照。Vgl. V, 43.
- (11) 敬智的占有が本体的占有であるのに対して、経験的な占有（所持）は単に「現象における占有（possession phenomenon）」であ

る。vgl. VI, 249.

- (12) ここに挙げられる外的対象は、関係の網目のカテゴリーとしての (1) 実体、(2) 原因性、(3) 「自由の法則に基づく私と他の対象との相互性」に対応する (vgl. 247)。これは「実質 (客体)」からみた区分であり、「形式」からみると、(1) 「物権 (ius reale)」(2) 「対人権 (債権) (ius personale)」(3) 「他人格を物件として (使用するのではないとしても) 占有する物件的対人権 (ius realiter personale)」のいずれかになる。また、「取得の権原 (titulus)」からみると、(1) 一方的な選択意志の働きによって (事実行為によって [facto])、(2) 双方向的な選択意志の働きによって (契約によって [pactio])、(3) 全面的な選択意志の働きによって (法則によって [lege]) 外的な或るものは取得されるという区分になる (vgl. VI, 260)。これらはカントの論述内容からみて、物権法、債権法、家族法という私法の区分になると考えられる。Vgl. Klaus Steigleder, *Kants Moralphilosophie - Die Selbstbegrenztheit reiner praktischer Vernunft*, Stuttgart, 2002, S. 174.

- (13) 「内的な私のもの (自由)」という概念は「私法」でもう一回登場するが、この場合の概念の用法でも同様の文脈の中で、経験的・心理学的自由を意味していると考えられる (vgl. VI, 250)。クレッメは「内的な私のもの」について身体と関係づけて興味深い示唆に富んだ論究を行っている。しかし以下の点は是正されるべきであろう。クレッメは、「すべての物理的対象は、もしこの対象が私の身体に抱かれているならば、内的な私のものに属している」(S. 185)と述べるとき、この「内的な私のもの」としての自由は経験的占有を行う自由であるから、経験的・心理学的自由と考えるべきであろう。しかし、クレッメはこの自由をカントの意味での「生得的権利」ないし「人間性の権利」としての自由と置き換える (これらの権利については、カント「人倫の形而上学」の次の箇所を参照。Vgl. VI, 237f.)。そのため、次のような困難を指摘していると考えられる。「身体そのものは人間性の権利に属することは難しい。なぜなら、生得的権利は道徳法則と同様に空間的側面を持たないからである」(ibid.)と。この指摘は、生得的権利は経験的・心理学的自由ではなくて実践的な意味での超越論的自由 (定言命法による意志の自律) であるというクレッメの理解を示していると考えられる。それゆえ、身体の位置づけがこのように難しくなるのは、クレッメが「内的な私のもの」としての自由を「生得的権利」としての自由と置き換えたからだと考えられる。この困難を避けるためにも、「内的な私のもの」としての自由は経験的・心理学的自由であると考えるべきであろう。ケルステンングもクレッメと同様に「内的な私のもの」としての自由を「生得的権利」としての自由と考えている。ケルステンングの研究はカントの法論のための準備原稿を駆使したもので示唆に富んでいて尊敬されるべきものである。ただし、ここでの準備原稿からの引用箇所にはケルステンングのように理解するための積極的根拠が含まれていないことを示すため、前後を含めて次に訳出しておく。「私

19 観智的占有とウルピアヌスの定式

の単なる選択意志が他のすべての人をその使用から遠ざけるようなものは私のものである。そのものが私自身に帰属するものである場合には内的な私のものであり、外的な私のものは私の選択意志に依存する外的客体であり、私のものはこれらのいずれかである」(XXIII, 212ただし原母にXXIII, 213とあるが、これは誤植)なお、心理学的自由についてはカント「実践理性批判」の「純粹実践理性の分析論の批判的解明」(V, 89-106)のなかの特に次の箇所を参照。Vgl. V, 98. 拙論「意志の自律——その形成と構造」浜田義文編「カント読本」法政大学出版局一九八九年所収のなかの特に一八一—一八二ページ参照。Vgl. Heiner F. Klemme, a. a. O., S. 184f., Wolfgang Kersting, a. a. O., S. 228f. Anm. 8.

- (14) 経験的占有に関しては「私の外的自由」(meine äußere Freiheit, VI, 254)という語が用いられるが、これは観智的占有(純粹に法的な占有)にかかわる「外的自由の法則」(VI, 253)のもとの自由、徳論的内的自由に対して法論的外的自由が対比される場合の外的自由とは異なると考えられる(vgl. VI, 396)。それゆえ、前掲の加藤新平・三島淑臣訳では「私の外面的自由」と訳していると考えられる。

- (15) »obligatio«を「債務」と訳すことについては、山田晟「ドイツ法律用語辞典」改訂増補版、大学書林、一九九三年、参照。

- (16) ここで問題となるのは人間性の権利ではなく、「自分自身に関する人格の権利」(VI, 256)である。文脈から見ても、この権利は経験的な自己主張の権利と理解すべきであろう。

- (17) カントの「判断力批判」(一七九〇年)では「アプリオリな総合的諸判断はどのようにして可能か」という問いは「超越論哲学の普遍的問題」(V, 289)とされる。これによれば、カントの「法論」が超越論哲学だという解釈が可能になる。カウルバッハは「実践理性の法的要請」を超越論的な意味で捉える。カウルバッハによれば、「人格ないしは諸人格と法的物件との間の超越論的法的布置が私法全体の基礎として証示される」(S. 216)。もともと、ケルスティングによれば、純粹に法的な占有を空間的・時間的な規定のもとにある対象に適用する問題を超越論的に解くために必要な「図式論」について準備原稿で論じているにもかかわらず、著作でこれに言及しないのだから、「外的正しさの観念論の超越論哲学的基礎づけという何度も予告された意図」(S. 257)をカントは放棄したと推理される。Vgl. Wolfgang Kersting, a. a. O., S. 256f. しかし、カントの「実践理性批判」では普遍的自然法則が範型とされて「自然法則一般の形式」(V, 69f.)がいわば図式の役目を果たしているのと同様、実践哲学に属する「法論」においても認識論における感性の図式ではなくて「占有一般の純粹悟性概念」としての「もつと」(Haben)の概念が考えられると理解せられ(vgl. VI, 253)。Vgl. Friedrich Kaubach, Das transzendental-juristische Grundverhältnis im Vernunftbegriff Kants und der Bezug zwischen Recht und Gesellschaft, in: derselbe, Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants, Würzburg,

1982, S. 111-134, Wolfgang Kerling, a. a. O., S. 256f.

- (18) 「私法」の第二節が「実践理性の法的要請」(VI, 246)と題されている。これは演繹について論ぜられる第六節より先に位置する。しかし、第六節の中でも「実践理性の法的要請」(VI, 252)が登場する。先述のルートヴィヒ版「法論」では第二節は全面的に削除され、すべて第六節の中に取り込まれる (S. 57f.)。

- (19) この指摘はブランド教授による。Reinhard Brandt, Das Erlaubnisgesetz, oder: Vernunft und Geschichte in Kants Rechtslehre, in: *Rechtsphilosophie der Aufklärung*, hrsg. von Reinhard Brandt, Berlin, 1982, S. 259f.

- (20) カントの「法論」における許容法則についての詳細はブランド教授の示唆に富む前掲論文を参照。Reinhard Brandt, a. a. O., S. 233-285.

- (21) 「実践理性の許容法則」での「最初の占有」は三島淑臣教授の詳細で現代の研究水準を示す論考によれば「狭義の所有権」(Eigentum)の取得作用としての「先占」(Benützung, occupatio)作用を意味していると考えられる。しかし、第一章に出てくる「最初の占有」は占有一般について語られており、人格における手段としての面にかかわる対人権や物権的対人権にも当てはまる広義の概念であると受けとれないか、検討の余地があると論者は考える。三島淑臣「理性法思想の成立」成文堂、一九九八年、一三三ページ参照

- (22) 定言命法による実践的推論については、拙論「カントの良心論の革新性について」日本哲学界編「哲学」法政大学出版局、一九九二年、一七八ページの注(6)参照。

- (23) 本稿とは異なって広範にカントの道徳論における人格の相互承認を論じた研究として次の文献が重要である。高田純著「実践と相互人格性」北海道大学図書刊行会、一九九七年、一〇〇～一三七ページ参照。

Kants Privatrechtslehre nach dem kategorischen Imperativ

— Intelligibler Besitz und Ulpian's Formeln

Tatsubumi SUGASAWA

Kants Privatrechtslehre gründet sich auf den kategorischen Imperativ. Dieses Beweisziel meines Aufsatzes ergibt sich aus der Textanalyse des ersten Abschnitts von Kants Privatrechtslehre in der *Metaphysik der Sitten*. Insbesondere geht es hierbei um die Grundlage des intelligiblen Besitzes und den Sinn der Formeln von Ulpian im ersten Abschnitt des Privatrechts Kants. Die Ergebnisse könnten folgendermaßen zusammengefasst werden.

1) In bezug auf die Formeln von Ulpian wird gezeigt, daß der dritten Rechtspflicht der allgemeine Wille zugrunde liegt, und der einseitige Wille, der die erste innere Rechtspflicht bewirkt, dem die dritte Rechtspflicht konstituierenden allgemeinen Willen subsumiert wird, woraus die zweite Rechtspflicht abgeleitet werden kann. Auf diese Weise realisiert sich die zweite, in der ersten Rechtspflicht enthaltene Formel des kategorischen Imperativs.

2) Der intelligible Besitz wird direkt aus dem rechtlichen Postulat der praktischen Vernunft deduziert. Dieses Postulat selbst bedarf aber der Harmonie jeder Freiheit der Willkür, die vom kategorischen Imperativ realisiert wird, weil der erste intelligible Besitz eines Gegenstandes, dessen sich die anderen enthalten sollen, nur durch denselben Imperativ möglich ist. Dessen bedarf also der intelligible Besitz.

Auf diesen zwei Wegen können wir zwei zentrale Funktionen des kategorischen Imperativs in der Privatrechtslehre Kants verstehen. Diese zwei Wege aber verbinden

wir miteinander, weil die innere Rechtspflicht durch das rechtliche Postulat der praktischen Vernunft gerechtfertigt wird (vgl. VI, 257), das zugleich unmittelbar den intelligiblen Besitz deduziert.